

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正の概要

1 趣 旨

県では、地域の実情に合った環境影響評価制度の運用を行うため、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）を制定し、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

太陽電池発電所の設置等に関する事業について、条例では「工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業」として取り扱っており、その規模要件を面積50ヘクタール以上と定めていますが、法では「太陽電池発電所」を対象事業として位置付けており、その規模要件を出力で定めています。

法と条例との一体的運用や、県民・事業者に対するわかりやすさ等を考慮し、条例の対象事業に「太陽電池発電所」を追加するとともに、その規模要件を法と同じ指標である「出力」とするため、今般、対象事業の規模要件等を定める青森県環境影響評価条例施行規則（平成12年6月青森県規則第163号）の一部を改正しました。

なお、太陽電池発電所の事業区域面積と発電出力には比例関係があり、面積50ヘクタールに相当する太陽電池発電所の出力は2万キロワット程度となります。

2 改正の概要

(1) 太陽電池発電所の追加：別表第1（第4条、第5条関係）

太陽電池発電所の設置又は変更の工事業に係る規模要件は次のとおりです。

なお、第2種事業（環境影響評価手続が必要かどうかを個別に判断する事業）の規定はありません。

事業の種類	第1種事業の要件
電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	出力が2万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事業
	出力が2万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業

(2) 軽微な修正の要件の追加：別表第2（第38条関係）

太陽電池発電所の設置等の事業に係る環境影響評価書の作成に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な修正の要件は次のとおりです。
○発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。

○修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

(3) 軽微な変更の要件の追加：別表第3（第49条関係）

太陽電池発電所の設置等の事業に係る環境影響評価書の公告・縦覧後の手続における事業内容の変更に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な変更の要件は次のとおりです。

○発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。

○変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

3 公布 令和7年3月31日

4 施行 令和7年7月1日